

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書^{※1}

が入札書ごとに必要になります。^{※2、※3}

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

- ※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
- ※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
 - ① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
 - ② 自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月25日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月10日 午前 9時00分から 令和 8年 6月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月19日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 9日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月23日 午前 9時00分から 令和 8年 6月23日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山
地 番 10619番524
地 目 宅地
地 積 68.43平方メートル

2 所 在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山
地 番 10619番525
地 目 山林
地 積 5.30平方メートル

(現況)

地 目 宅地

持分2分の1

3 所 在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地524

家屋 番号 10619番524

種 類 居宅

構 造 木造セメント瓦葺2階建

床 面 積 1階 32.35平方メートル
2階 26.49平方メートル



物件明細書

令和 8年 3月 5日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 新谷 志保

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者及び売却対象外の共有持分を有する共有者が占有している。

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山
地 番 10619番524
地 目 宅地
地 積 68.43平方メートル

2 所 在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山
地 番 10619番525
地 目 山林
地 積 5.30平方メートル

(現況)

地 目 宅地

持分2分の1

3 所 在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地524

家屋 番号 10619番524

種 類 居宅

構 造 木造セメント瓦葺2階建

床 面 積 1階 32.35平方メートル
2階 26.49平方メートル



令和 7 年(ヌ)第 72 号
令和 8 年 1 月 14 日受理
令和 8 年 2 月 12 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山
地 番 10619番524
地 目 宅地
地 積 68.43平方メートル
所有者 A
- 2 所 在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山
地 番 10619番525
地 目 山林
地 積 5.30平方メートル
共有者 A 持分2分の1
- 3 所 在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地524
家屋 番号 10619番524
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦葺2階建
床 面 積 1階 32.35平方メートル
2階 26.49平方メートル
所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	広島市安芸区上瀬野町10619番地524
土地	物件 1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件 1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> （物件 ）
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件 3
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類： 構造： 床面積： }
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■ 所有者	<ol style="list-style-type: none">1 本件建物では私と妻の2人で暮らしています。2 本件建物内で猫1匹を飼育しています。3 本件建物を購入した後すぐに内壁と天井、キッチン、浴室を約300万円かけて改修しました。4 本件建物キッチン及び洗面所の排水管が詰まりやすく、特に洗面所は排水で床が水浸しになることがあります。5 本件建物内で白アリの成虫を見ることがあります。

(執行官の意見用)

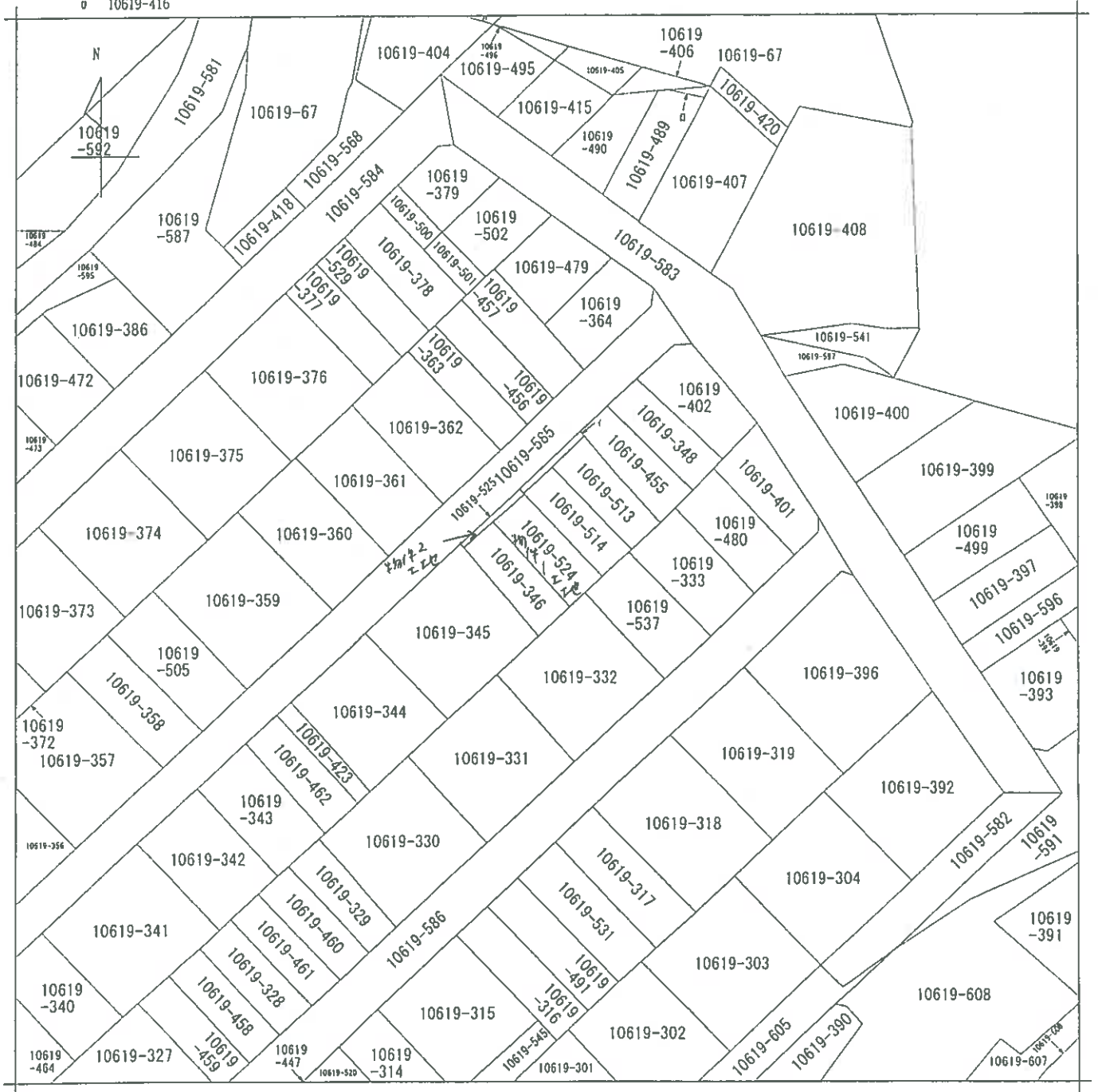
執行官の意見
<p>本件土地建物の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図（見取図）及び添付写真のとおりであり、本件建物内の状況から、同建物には関係人の陳述に沿った占有が認められた。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月26日（月） 11：45－12：05	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和8年1月27日（火） 10：15－10：25	広島市東部市税事務所 （広島市東区役所）	建物課税等調査
令和8年1月27日（火） 10：50－11：05	広島法務局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
令和8年2月3日（火） 14：45－15：00	物件所在地	所有者と面談 占有関係・間取等調査、写真撮影（評価人同行）
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行し、立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

10619-347 10619-419
 10619-416



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
 上瀬野町

請求部	所在	広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山		地番	10619番524	
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類 その他
作成年月日		備付年月日(原図)		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月27日
 広島法務局

請求番号：9-3
 (1/1)

登記官

(6枚目)

縮小(A3→A4)

公用

登記年月日：昭和56年5月20日

公用

令和8年1月27日 広島法務局 登記官

登記官

(7枚目)

3102215

各階平面図

N 17.5.20

家屋番号 619番524

建設物の所在 広島市安芸区瀬野山619番地524

建築物各階平面図



1階

求積 810×32.35=26205.5

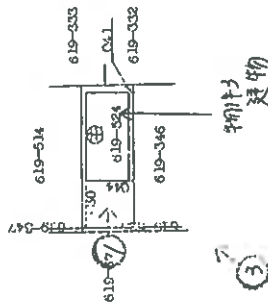
床面積 32.35㎡



2階

求積 728×26.49=19204.72

床面積 26.49㎡



建築物

作製者 七地家区調査士

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会用品)

縮小(A3→A4)

(1/2)

請求番号：9-5

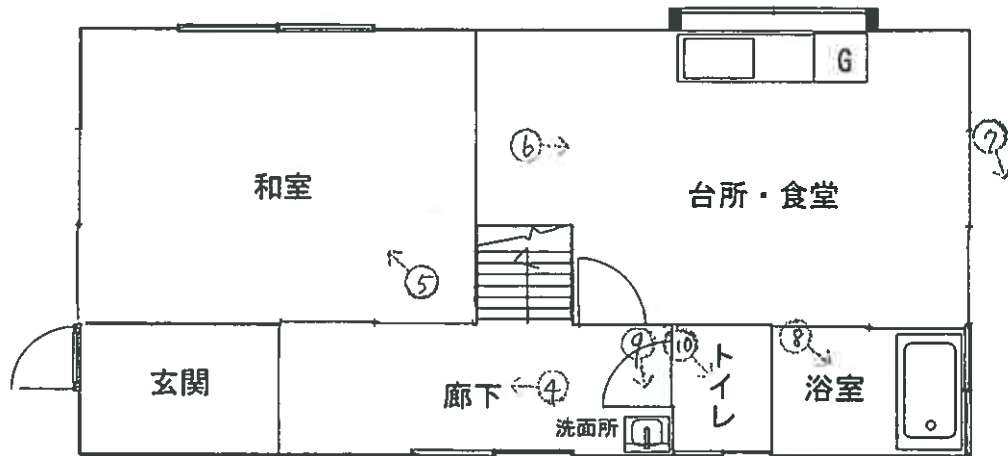
凡例 ○→ 写真撮影方向

A

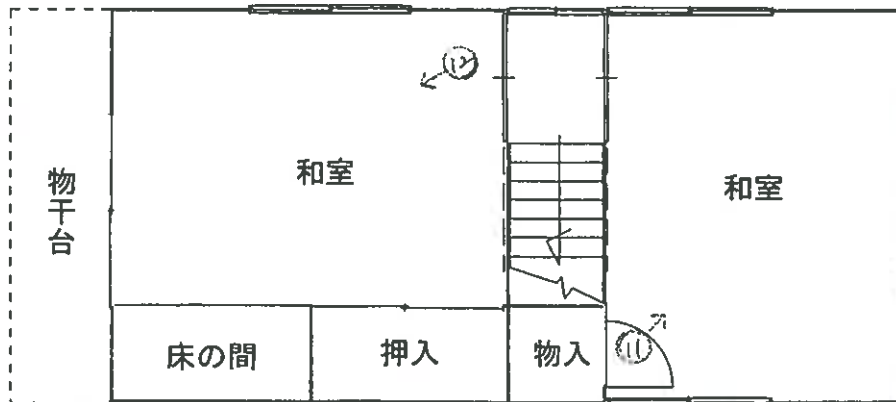
建物間取図（見取図）

（物件3 家屋番号10619番524）

【1 階】



【2 階】



凡例 ○→ 写真撮影方向

写真1



写真2 本件建物



広島市道 (安芸1区670号線)

写真3 本件建物



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



令和 7 年(又) 第 72 号
令和 8 年 2 月 3 日現地調査
令和 8 年 2 月 10 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

駒松 康弘

印

第1 評価額

一括価格	
金 998,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 115,000円
物件2(土地)	金 15,000円
物件3(建物)	金 868,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山 10619番524 宅地 68.43㎡	同左
2	所在地 地目 地積 持分	広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山 10619番525 山林 5.30㎡ 2分の1	地目が宅地である 以外は同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番 地524 10619番524 居宅 木造セメント瓦葺2階建 1階 32.35㎡ 2階 26.49㎡ 延べ 58.84㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、物件2（持分）から成る一体地）

位置・交通	J R山陽本線「瀬野」駅の北東方・直線距離約6.0km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	安芸バイパス「上瀬野IC」の取付道路に接続する高台の住宅団地（清松園団地）であり、戸建住宅の立地を主体に空地も目立つ状況にある。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — — — — 宅地造成等工事規制区域、一般区域（景観計画関係）
画地条件	規模 71.08 m ² (物件1、物件2の持分2分の1の合計)	間口 約 5 m 奥行 約 14 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 中間画地 その他 地勢は概ね平坦
接面道路の状況	北西側 約 4.5 m	舗装 市道（安芸1区670号線） 高低差 ほぼ等高
土地の利用状況等	現状は2筆から成る一体地のうち、物件1の土地上に物件3の建物が存する。物件2（持分2分の1）は間口付近の土地を構成する。 隣地は戸建住宅等 目的外建物 なし	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし（特記事項参照） ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染の端緒については特に見受けられない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ・ 広島市下水道局施設部管路課周辺市街地整備係で聴取したところ、市街化区域外における市営浄化槽事業により、対象物件の前面道路には下水道本管が敷設されているが、対象物件とは接続されていないとのことである。買受希望者は本管との接続が可能であるかや費用負担等について、事前に市担当部署と協議を要することに留意されたい。 	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 57 年 2 月 27 日 新築 経過年数：約 44 年 経済的残存耐用年数：約 5 年
仕様	構造：第3 目的物件欄記載のとおり。 屋根：第3 目的物件欄記載のとおり。 外壁：モルタル塗等 内壁：クロス張り等 天井：竿縁天井、化粧石膏ボード、クロス張り等 床：畳、クッションフロア等 設備：電気、給排水等 その他：プロパンガス使用、浄化槽使用
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・物件3の建物について、建築時期・構造・用途・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・室内で猫を1匹を飼育している。 ・現況調査報告書記載のとおり、宅内排水機能の不備、シロアリの発生が見受けられる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地等価格 (物件1、2 (持分) から成る一体地)

目的土地の建付地等価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地等価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	8,000	1.00	68.43	0.50	1	274,000
2	8,000	1.00	5.30		1/2	21,000

ア 標準画地価格

周辺に公示価格等の公的価格が存しないことから、周辺取引事例等を広域的に検討のうえ、上記のとおり認定した。

※標準画地を幅員約4.5m舗装市道に等高接面する地積80㎡程度の略整形な中間画地とした。

イ 個別格差 (一体地) :

形状	1.00
方位	1.00
相乗積	1.00

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： <物件1> 完全所有権につき上記の通り1と表記
<物件2> 持分2分の1

(2) 建物価格 (物件 3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
3	160,000	58.84	0.12	1	1,130,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
44 年	5 年	49 年

残価率	観察減価
5 %	20 %

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.12$$

エ 持 分：完全所有権につき上記の通り 1 と表記

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	274,000	0.40 法定地上権	110,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	274,000	- 110,000	/	1.00	0.70	115,000
2	21,000	/	/	1.00	0.70	15,000
3	1,130,000	+ 110,000	1.00	1.00	0.70	868,000
一括価格 (合計)						998,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	405,406 円	（1 m ² 当たり	5,924 円）	、 課税地積	68.43 m ²
物件2	3,408 円	（1 m ² 当たり	643 円）	、 課税地積	5.30 m ²
物件3	734,235 円	（1 m ² 当たり	12,479 円）	、 課税床面積	58.84 m ²

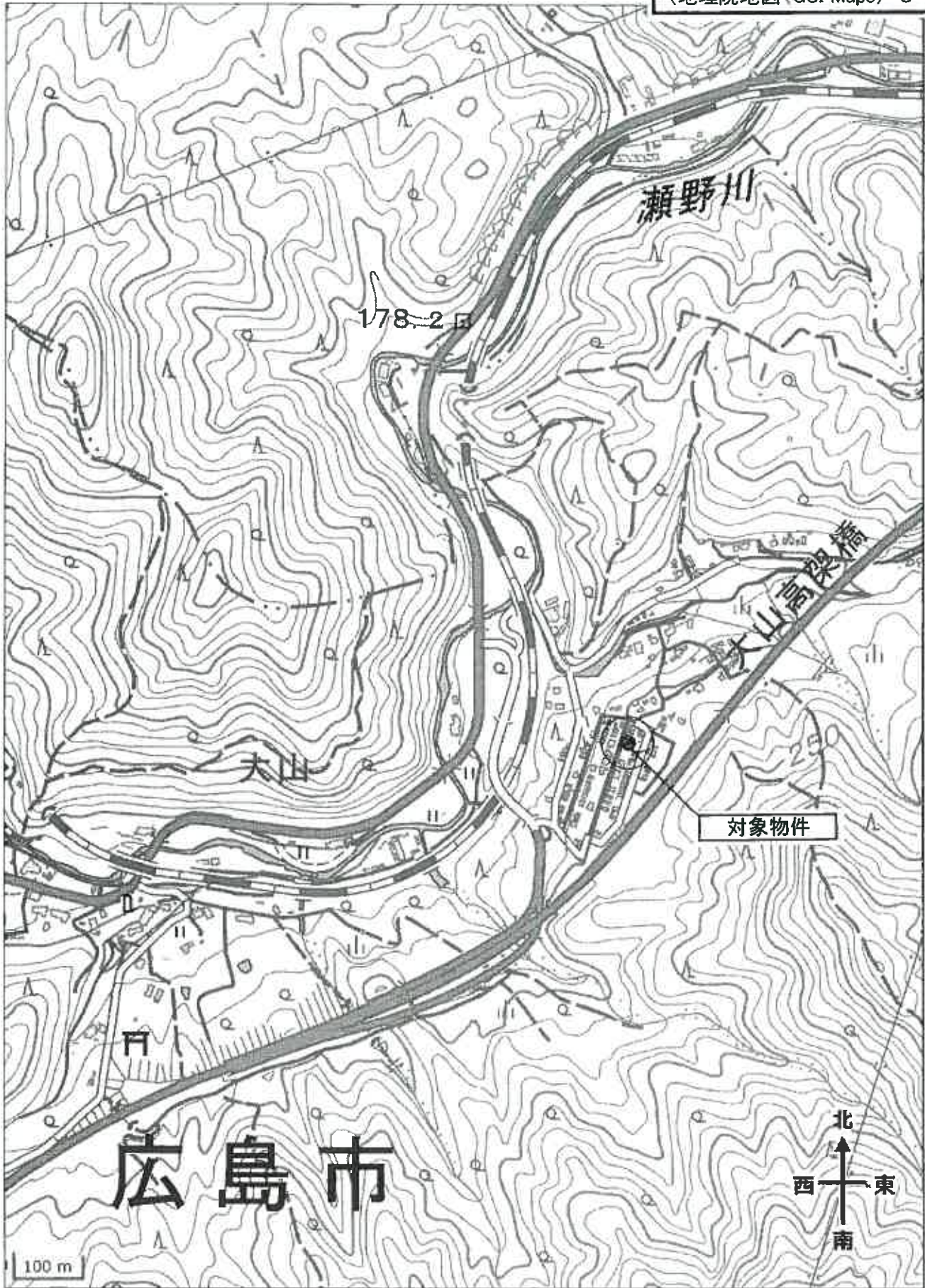
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

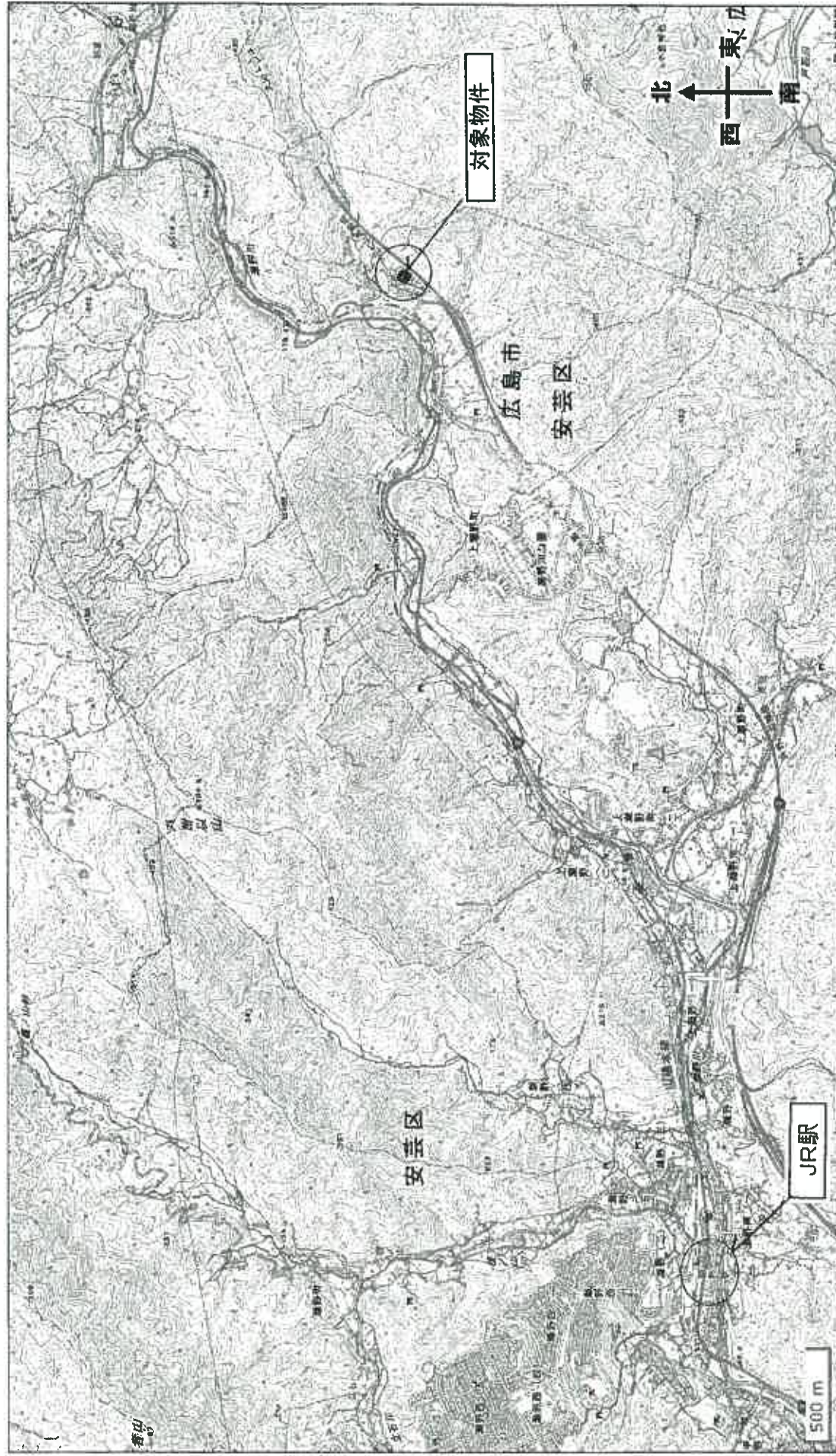
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（地理院地図 GSIMaps 縮尺約 1/7,700）
- 2 受命物件の位置図（地理院地図 GSIMaps 縮尺約 1/33,000）
- 3 公図写し（法務局備付）
- 4 地積測量図写し（法務局備付）
- 5 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 6 建物間取図（見取図）

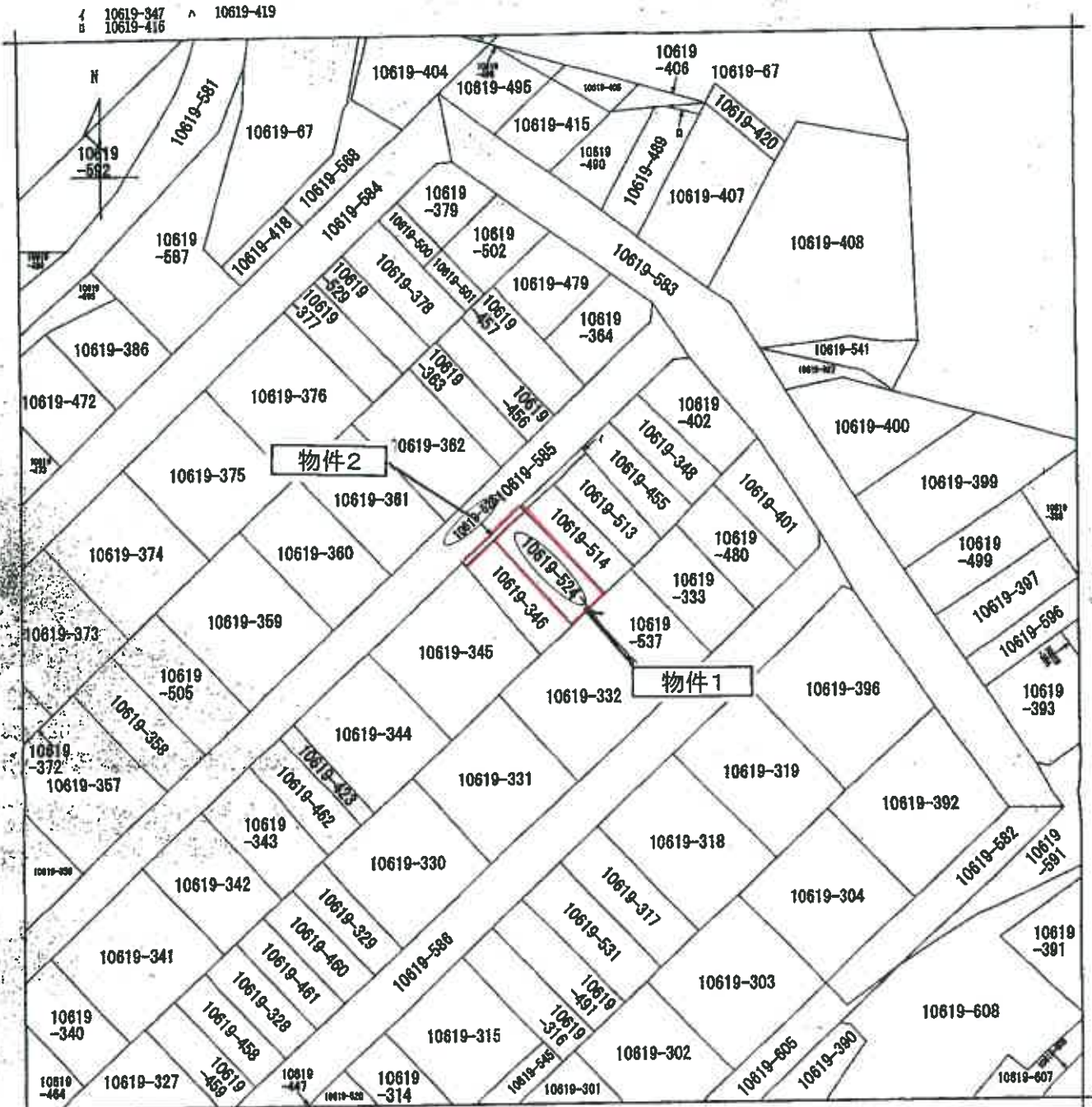
以 上

受命物件の位置図
(地理院地図(GSI Maps) S=約1:7,700)





受命物件の位置図
 (地理院地図(GSI Maps) S=約1:33,000)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在 広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山			地番	10619番524			
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	備付年月日 (原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月13日
広島法務局

請求番号：56-1
(1/1)

登記官



登記年月日：昭和56年10月8日

次に図面に關する変更内容を示す。

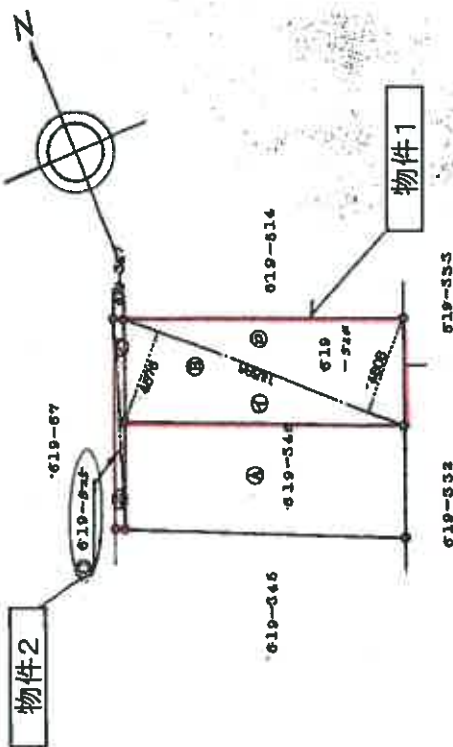
土地所在図

556.10.8 ③ 619-346

地番

土地の所在 広島市安芸区瀬野川町大字上瀬野字瀬野越山

1107185



地積求積

- ④ 619-346 1.35-(0.8437512+0.505412)=0.1260076
- ⑤ 619-344 1.4586x4.578=6.6746536
- ⑥ 619-344 1.4586x4.578=6.6746536
- 計 18.6875024
- 二畝 0.8437512
- ⑦ 619-345 0.875x0.512=0.0448
- ⑧ 619-345 0.875x0.512=0.0448
- 計 0.0896
- 二畝 0.0448

資料照会号 ①---① ②---② ③---③ ④---④ ⑤---⑤ ⑥---⑥ ⑦---⑦ ⑧---⑧ ⑨---⑨ ⑩---⑩ ⑪---⑪ ⑫---⑫ ⑬---⑬ ⑭---⑭ ⑮---⑮ ⑯---⑯ ⑰---⑰ ⑱---⑱ ⑲---⑲ ⑳---㉟ ㉠---㉡ ㉢---㉣ ㉤---㉥ ㉦---㉧ ㉨---㉩ ㊱---㊲ ㊳---㊴ ㊵---㊶ ㊷---㊸ ㊹---㊺ ㊻---㊼ ㊽---㊾ ㊿---

作製者 土地測量士

申請人

縮尺 1/250

56年9月24日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

令和7年11月13日 広島法務局

登記簿

図案番号：56-2

地積測量図写

縮小(A3→A4)

(1) 平成27年1月5日
この欄目に記載されている土地の名称又は一部に
ついてその所在地は地番が変更された
上記の日付は、この欄面に変更内容を記載した日
付である。

(注) 下欄のあるものは非附事項であることを示す。

次に図面に示す建築内装を示す。

登記年月日：昭和56年5月20日

令和7年11月13日 広島法務局 登記官

建物図面・各階平面図

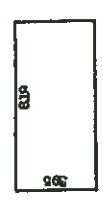
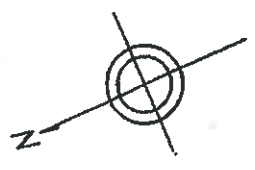
2017.5.20

家屋番号 619番524

建物の所在 広島市安芸区基町大字 通宇瀬野越山619番地524

各階平面図

3102215



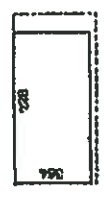
1階

床面積 32.35㎡

求積

819×595=282506

物件3



2階

床面積 26.49㎡

求積

728×364=266092

作成者 七尾重 調査士	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-------------------	-------------	-----	-------------

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

(1/2)

請求番号：56-3

建物図面・各階平面図写
縮小(A3→A4)

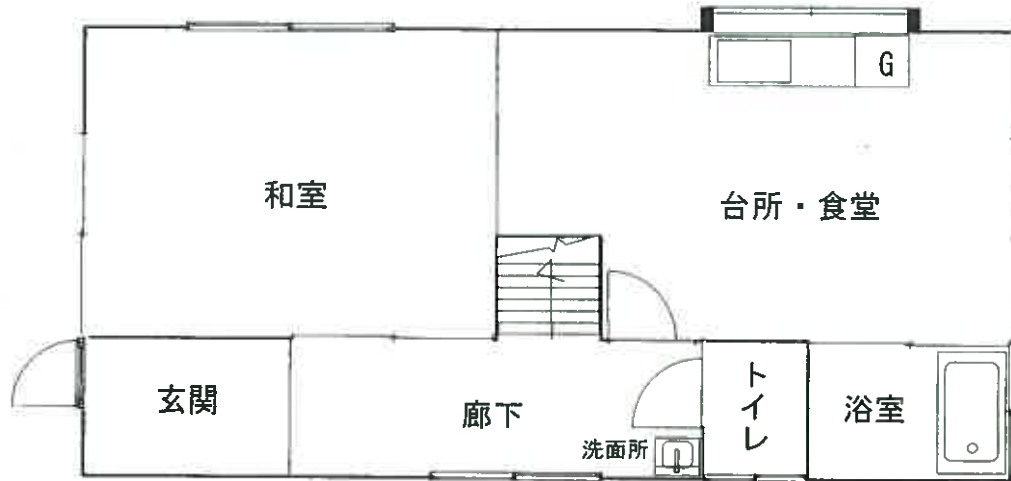
(1) 平成28年3月11日
平成27年1月5日
所在地が変更

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

建物間取図（見取図）

（物件3 家屋番号10619番524）

【1 階】



【2 階】

